第2 退職後の互助制度

一般財団法人広島県教育職員互助組合

「退職後の互助制度」について説明します。

退職医療制度

医療給付を中心とした給付事業

療養補助金、慶祝金、死亡弔慰金

人間ドック助成などの福祉事業

1日人間ドック助成、入院助成金、広報誌健康記念



退職後の生活をサポート

- ※ 希望者のみ
- ※ 公的な医療保険制度ではないため、どの医療保険制度に入られても利用可能です。
- ※ 組合員の減少及び超低金利の長期化に伴い、退職医療制度の財政運営は厳しい状況です。 本年度財政健全化を図るため、事業等の見直しを検討しており、今後事業の見直しを行った場合、事業内容 を変更することがあります。

互助組合では、退職された方を対象に「退職医療制度」という、退職後の 医療費の自己負担額を軽減する事業や、人間ドックの助成事業など、皆様の 退職後の生活をサポートする制度を設けています。

これは、希望者のみ加入していただく、組合員の相互扶助による終身組合員制度です。

退職後にどの健康保険制度に加入されていても加入できる制度です。

なお、組合員の減少及び超低金利の長期化に伴い、退職医療制度の財政運営は厳しい状況です。

本年度財政健全化を図るため、事業等の見直しを検討しており、今後事業の見直しを行った場合、事業内容を変更することがあります。

2

1 退職医療組合員への加入及び利用方法

(1)加入資格: 互助組合員で退職日の翌日(組合員の資格を喪失する日)の年齢が満45歳以上である人

(2)加入日:退職日の翌日

(3)利用期間:終身 ※「療養補助金」は70歳に達する会計年度末までの受診等が対象となります。

※中途退会はできません。

(4)給付方法:給付事業及び福祉事業の「入院助成金」は各請求書による<mark>請求払い</mark>

時効

(5)請求期間:請求の有効期間は3年間です。

それでは1 退職医療組合員への加入 についてです。

加入資格は互助組合員のうち、退職日の翌日の年齢が満45歳以上の方で、(2)加入日は退職の翌日となります。

- (3)の利用期間は、療養補助金を除き、終身御利用いただけます。中途退会はできません。
- (4)給付方法は、請求書による請求払いとなり、現職中の医療給付のような自動給付ではありませんので御注意ください。
 - (5) の請求期間いわゆる時効は、事由の発生から3年間です。

事業名 利用期間 事由 内容 医療養総額の2割を給付します。(保険適用分) 組合員が保健医療機関 満70歳に達す ※ 医療機関ことに月最高限度額 63.600 円まで ※ 公約な医療費助成の受給により、自己負担額が保険適用分に係る総医療費の 2割末満の場合は、自己負担額を限度として給付します。 ※ 保険適用外の診療費は、給付対象外です。 療養補助金 等 (保険薬局を含む。) る会計年度末 で受診したとき までの受診等 [請求払] 給付事業 • 70 歳 (古稀) • 77 歳 (喜寿) • 80 歳 (傘寿) 10,000円 20,000円 組合員が70歳以上の 慶祝金 50,000円 長寿年齢に達したとき • 88 歳 (米寿) • 99 歳 (白寿) : 50,000円 「互助組合からの通知による請求払」 加入期間 (10 区分) に応じて 20,000 円~200,000 円 (加入期間が9年以上の死亡弔慰金は一律 20,000 円) 組合員が死亡したとき 終身 死亡弔意金 「請求払」 遺族に支給 1日人間 県内18健診機関 1人 12,000円 を補助 (通常健診料 30,000 円~40,000 円) (1,400人) ドック助成 福祉事業 全組合員に配付 (年2回発行) (事業の案内、募集等をお知らせします。) 広報紙 「互助だより」発行 70歳の年度末まで療 30,000 円を給付 [互助組合から通知します] 該当者 健康記念 養補助金を受給してい ない組合員 事業内容は、令和7年4月以降、一部変更します。

では、事業内容を説明します。

これは令和5年度実施状況ですが、今後、事業の一部を変更することがありますので御承知ください。

それでは詳しくみていきます。

后 退職医療制度 給付事業 事業名 利用期間 事由 内容 医療費総額の2割を給付します。(保険適用分) 満70歳 給 組合員が保健医 ※ 医療機関ごとに月最高限度額 63,600 円まで に達する 療機関等 (保険 公的な医療費助成の受給により、自己負担額が保険適用分 付 療養補助金 会計年度 薬局を含む。) 事 に係る総医療費の2割未満の場合は、自己負担額を限度として 末までの 業 で受診したとき 給付します。 受診等 [請求払] 保険適用外の診療費は、給付対象外です。 1ヵ月一医療機関での医療費総額が10,000円自己負担割合が3割の場合 保険者負担 **7割**(7,000円) 保険者負担 7割(7,000円) 退職医療制度未加入 退職医療制度加入 国民健康保障 国民健康保障 協会けんぽ 協会けんぽ 共済組合 等 共済組合 等 療養補助金 2割 (2,000円) 互助組合 自己負担 3割(3,000円) 自己負担 1割(1,000円)

この制度の中心となるのは「療養補助金」です。

療養補助金は組合員が病院・薬局などの保険医療機関等で受診したり、入院をした時に医療費総額の2割を70歳に達した年度末まで給付します。

例えば、1ヵ月一医療機関での医療費の総額が10,000円の場合、通常の自己負担額は3割の3,000円となりますが、退職医療制度に加入されていると10,000円の2割。つまり、2,000円分は療養補助金として互助組合から給付がありますので、実質的に1割の1,000円の自己負担で済みます。

退職後に医療費の助成が受けられるのは、退職医療制度だけです。

戶退職医療制度 給付事業

事業名		事由	内容	利用期間
給付事業	慶祝金	組合員が70歳以上 の長寿年齢に達し たとき	・70歳(古稀): 10,000円 ・77歳(喜寿): 20,000円 ・80歳(傘寿): 30,000円 ・88歳(米寿): 50,000円 ・90歳(卒寿): 50,000円 ・99歳(白寿): 50,000円 「互助組合からの通知による請求払]	終身
	死亡弔意金	組合員が死亡したとき、遺族に支給	加入期間 (10 区分) に応じて 20,000 円~200,000 円 (加入期間が9年以上の死亡弔慰金は一律20,000円) [請求払]	

※ 事業内容は、令和7年4月以降、一部変更します。



次に、慶祝金です。組合員の方が該当の長寿年齢に達したとき1万円から 5万円を給付します。

次に、死亡弔意金は退職医療組合員が死亡した場合、加入期間に応じて2万円から20万円を御遺族の方に給付します。

戶退職医療制度 福祉事業

	事業名	事由	内容	利用期間
福祉事業	1日人間 ドック助成	県内18健診機関(1,400 人)	1人 12,000円 を補助 (通常健診料 30,000 円~40,000 円) 【契約健診機関】 ・広島市7ヶ所 ・呉市1ヶ所 ・廿日市市1ヶ所 ・尾道市1ヶ所 ・三原市1ヶ所 ・三次市2ヶ所 ・東広島市2ヶ所	終身
業	入院助成金	1回の入院期間 7日以上入 院した場合	1日 1,000円 ※1年度最高60日間 60,000円まで [請求払]	
	広報紙	「互助だより」発行	全組合員に配付 (年2回発行) (事業の案内、募集等をお知らせします。)	
	健康記念	70歳の年度末まで療養補助 金を受給していない組合員	30,000 円を給付 [互助組合から通知します]	該当者

次に、1日人間ドック助成は、互助組合と契約をしている県内の健診機関で受診していただきますと、1人当たり12,000円を定額補助します。これは毎年受診でき、人間ドックの健診料金の自己負担額を約3分の2以下に抑えることができます。

次に、入院助成金は、1回の入院期間が7日以上の場合、日額1,000円を 1年度ごとに最高60日分60,000円を助成します。

その他広報紙「互助だより」を年に2回発行・配付しています。

J



各事業の請求方法は、このようになっています。 自動給付ではなく、請求書や1日人間ドックの申込書を提出いただいて、 事業を利用していただくようになります。

3 加入の手続

加入を希望される方は、次のとおり申し出をし、基準掛金を納入してください。

(1)加入申込

退職日の翌日から起算して 30 日以内 (令和5年度末退職の場合、令和6年4月30日(火)必着)

に「<u>「白退職医療組合員申出書」を提出してください。</u> 様式は、互助組合のホームページからダウンロードして御使用ください。

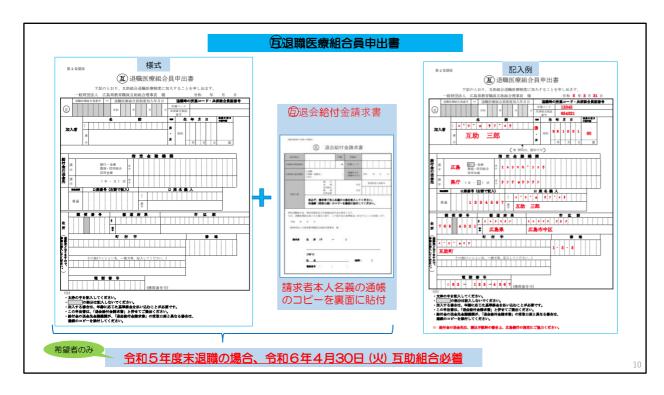
- ア期限後の加入はできません。
- イ 退職時のみ加入できます。
- ウ 加入を希望される方は、『互退会給付金請求書』と同時に提出してください。 (退会給付の該当者でない場合は、「国退職医療組合員申出書」のみの提出。)



それでは続きまして、加入の手続きについて説明します。

加入申込方法は、退職日の翌日から起算して30日以内に「退職医療組 合員申出書 | を先ほど説明しました「退会給付金請求書 | と併せて提出して ください。

様式は互助組合のホームページからダウンロードしてください。



加入に必要な書類はこのようになります。

3 加入の手続

(2) 基準掛金の納入

年齢(<u>退職日の翌日の満年齢)</u>に応じた基準掛金額を**加入時に一括納入**してください。

基準掛金額表(令和5年度)

年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)	年齢(歳)	基準掛金額(円)
45	1,731,000	54	1,057,000	63	497,000
46	1,656,000	55	983,000	64	442,000
47	1,584,000	56	917,000	65	389,000
48	1,514,000	57	853,000	66	328,000
49	1,447,000	58	791,000	67	269,000
50	1,382,000	59	732,000	68	212,000
51	1,297,000	60	675,000	69	156,000
52	1,214,000	61	614,000		
53	1,134,000	62	554,000		

(注) この基準掛金は確定申告の際の社会保険料控除の対象外です。

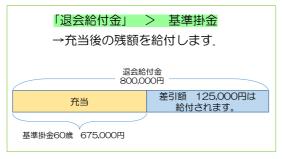
1

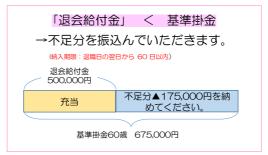
加入に必要な掛金(基準掛金)は、退職日の翌日の満年齢に該当する掛金額とし、退職日の翌日から60日以内に加入時に一括納入していただきます。 こちらの基準掛金額表を参考にしてください。

3 加入の手続

(2) 基準掛金の納入方法

基準掛金は、「退会給付金」を充当します。 ※退会給付金額は加入年数や掛金額により個人差があります。





この基準掛金額は相互扶助を基本理念として各種事業の財源としております。 したがって、加入後の脱退及び基準掛金の還付はできませんので御承知ください。

〇加入者には5月中旬に関係書類送付

基準掛金は、退会給付金を充当することになっております。

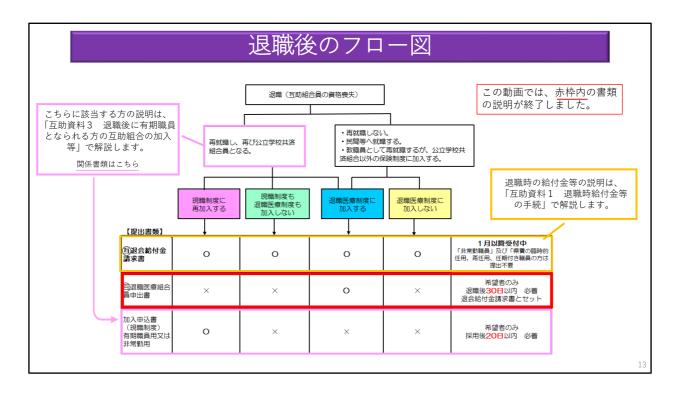
左の図のように退会給付金が基準掛金額を上回る場合は、充当後の残額を 給付します。

右の図のように退会給付金が基準掛金額を下回る場合は、不足分を指定の口座に振込んでいただきます。

なお、この制度は、加入後の脱退等による基準掛金の還付はできませんの で御了承ください。

加入者には関係書類を5月中旬以降に郵送する予定です。

12



表の赤枠内に関係する説明をしました。

「互助資料1 退職時給付金等の手続」では、退職時の給付金や貸付償還金についての説明をし、「互助資料3 退職後に有期職員となられる方の互助組合の加入等」では、退職後に「再任用職員、臨時的任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、非常勤職員」などの有期職員として就職する場合の手続きについて説明しますので、そちらを御参照ください。